

戦国期岩城氏にみる婚姻関係と中人秩序

——佐竹・伊達間における仲介者——

山田将之

〔キーワード…①南奥羽 ②岩城氏 ③中人 ④人取橋の合戦 ⑤郡山合戦〕

はじめに

従来、戦国後期における南奥羽（以下南奥と表記）地域の政治史は、伊達・佐竹の二大勢力による覇権争奪という展望の中で描かれてきた。⁽¹⁾ そのため、伊達・佐竹を中心とした養子縁組や婚姻関係（以下本稿では煩雑をさけるため「養子縁組を含めた婚姻関係」という意味で、「婚姻関係」という言葉を使用する）に基づき形成された広範な提携関係が、注目された。こうした中で、南奥に存在したその他の地域権力層は、伊達氏あるいは佐竹氏のどちらにつくのかという視点から、問題が立てられてきたのである。

しかしこうした問題の立て方は、実際の政治状況を捉える上では、余り有効とは言えない。その理由は、例えば今回取り上げる南奥地域権力の一つである岩城氏の、天正年間の事例に示される。この岩城氏は、従来強

い婚姻関係の存在から、佐竹氏に結びついてきた事が小林清治氏によって指摘されてきた。⁽²⁾ こうした理解に基づいた場合、当該期に岩城氏当主であった岩城常隆が取った二つの合戦における行動は、全く一貫性の無い理解不能なものと言える。すなわち、天正十三年（一五八五）の人取橋の合戦では佐竹氏へ協力をするが、天正十六年（一五八八）の郡山合戦では佐竹氏のもとを離れ中人として、佐竹・伊達間の和睦調停を行うといった行動であった。

近年小林氏は、郡山合戦におけるこの岩城氏の不可思議な行動理由について、依然として佐竹との関係は近かったが、後述する田村清顕継承問題を巡って相馬義胤の動きを警戒していたためと指摘する。⁽³⁾ しかしこのような説明では、岩城氏が中人という立場に立った直接的な理由は説明できたとしても、なぜ佐竹氏との関係を無視してこうした動きを取る事ができたのかという、この問題における本質的な部分については、未解決なまま残される事になる。従って、この郡山合戦の段階では、本来佐竹と協力関係にある岩城氏が、なぜその関係を無視して個別利害を追求するという行動を選択できたのかという点について考える必要がある。

そうした場合注目すべき事は、この時岩城氏が実は伊達氏とも相当に友好的な関係を保持していたという事実である。岩城氏が伊達・佐竹の仲を取り持つ仲介者としての立場を取りえた理由の一つは、双方に対して有力な所縁をもっていただけだということになる。

以前別稿で南奥地域権力層に見られる顕著な中人慣行の存在を「奥州ノ作法」という観点から指摘した。⁽⁴⁾ これと合わせて考えれば、この慣行は伊達・佐竹の展開した婚姻関係を土台として具現化する、という見方が成り立つ。とするならば、当該期の政治状況は、従来の二大勢力による覇権争奪という展開の中で捉えるのではなく、新たに広範な縁に基づく中人秩序の展開の中で捉え直す事が可能ではないかと考える。

以上より本稿では、人取橋の合戦と郡山合戦の二つの戦いにおける岩城氏の動向を手掛かりに、まずはこの岩城氏の行動に関する問題の背景にあった、伊達・佐竹による婚姻政策の果たした役割について考えていきたい。その上で、南奥地域で展開した広範な婚姻関係と戦国期南奥地域の特質であった中人秩序との相関関係を明らかにしていく。

なお参考資料として、【系図】戦国期南奥諸氏婚姻関係系図を作成した。この地域は複雑な婚姻関係が形成されているため、適宜参照して欲しい。

1 人取橋の合戦と郡山合戦における岩城氏の動向

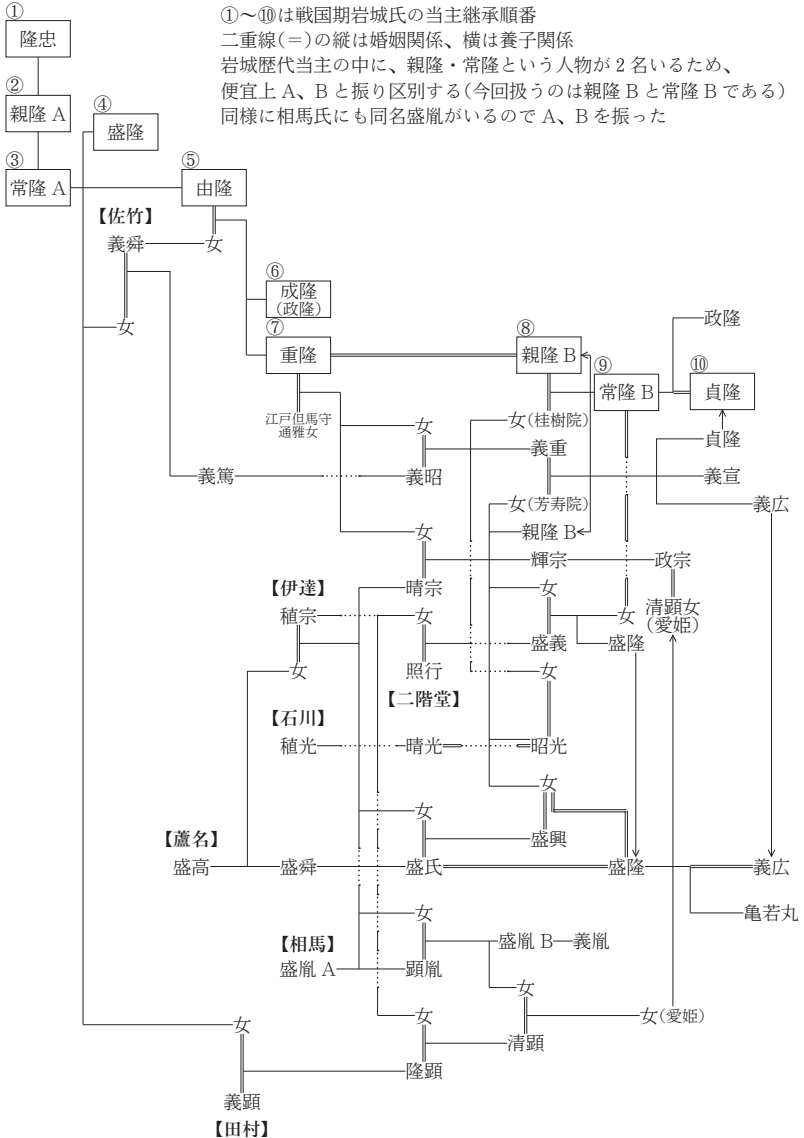
本章では、二つの合戦における岩城氏の動向について具体的に見ておきたい。

人取橋の合戦と郡山合戦は、米沢に本拠を置く伊達氏と常陸太田に本拠を置く佐竹氏という二つの巨大勢力が直接対峙した二度の戦いであり、戦国末期の南奥政治史を語る上では欠かせない戦争として理解されている。⁵⁾

一つ目の人取橋の合戦とは、天正十三年～十四年（一五八五～八六）にかけて二本松を巡る問題（以下、二本松事件と呼称する）の中で発生した。⁶⁾この二本松事件とは、天正十三年（一五八五）十月に発生した、二本松義継が伊達輝宗を謀殺した事に端を発する。この戦いの出発点は、父輝宗の謀殺に激怒した子息伊達政宗による報復戦というという局的なものであった。しかしながら、二本松を救援せんとする勢力を巻き込んだために、ほぼ南奥全土の地域権力が参加する大規模な戦闘に発展した。すなわち、二本松氏を攻滅せんとする伊達氏とそれに協力する田村氏、それに対して二本松を救援せんとする佐竹を中心とした蘆名、白川、石川氏な

【系図】 戦国期南奥諸氏婚姻関係系図 (岩城氏を中心に)

【岩城】



ど南奥の地域権力らによる連合軍という対立構図となったのである。この両陣営の直接衝突が、天正十三年十一月に現福島県本宮市周辺で起きた人取橋の合戦であった。この戦いにおいて岩城当主常隆が佐竹側について参戦した事は先に述べた通りである。⁽⁷⁾ その背景となる佐竹氏との関係については、次章で詳しく見ていく。

続いて二つ目の郡山合戦とは、天正十六年（一五八八）六月から七月にかけて、現在の福島県郡山市周辺を舞台に、伊達と佐竹を中心とした連合軍が対立した二度目の大規模な戦いである。⁽⁸⁾

岩城常隆はこの合戦の直前、閏五月に佐竹義重から援軍要請を受けていた。⁽⁹⁾ ところが、それには応じず、中人という立場で両者の和睦を勧めた。佐竹側に立つて参戦しないという点で、人取橋の合戦の時とは、趣を異にする動きを見せたのである。その後、常隆は叔父石川昭光を誘ってこの和睦を無事成功させた。この時の調停については、伊達側の史料の中で「去年惣和談、從岩被取扱⁽¹⁰⁾」や「磐城ヨリ精ヲ入ラル事尋常ナラス⁽¹¹⁾」と述べられている。これを見れば、岩城方の強い要請によって結ばれたものであった事がわかる。また『貞山公治家記録』天正十六年六月一日条によれば、この日佐竹軍の出馬の報せが、岩城から伊達にもたらされている。佐竹の動きを伊達に報告しているこうした態度からも、反佐竹とも言えるような行動を取っていた事が見て取れるのである。

この二つの合戦で見せた岩城氏の動きは、伊達あるいは佐竹の側から見た場合、一見すると「変節」とも取れる行動だと言えるのではないだろうか。しかしここで注目すべきは、常隆の調停行動が双方から感謝をされていた事や、和睦後の双方との展開を見ても、どちらからも「変節」とみなされての敵対関係になるといった事はなく、友好的な関係を継続していた点である。⁽¹²⁾

こうした一連の動きの変化の理由を、仮に岩城が佐竹から伊達に乗り換えたと説明したところで、本質的な

理由は見えてこないであろう。乗り換えたのならば、他方との関係が悪化するといった事が無ければ、整合性がとれない。岩城の行動の本質は、伊達・佐竹双方との関係を岩城の視点から精査してみる事によって見出さなければならない。

2 戦国期における岩城氏と佐竹氏の関係

本章では、当該期における岩城氏と佐竹氏の関係が、具体的にどのようであったかを押さえておきたい。

戦国期を通じて両者に婚姻関係を通じた密接な繋がりがあったことは、すでに先行研究で指摘されていることである。⁽¹⁴⁾しかし特に天正年間の岩城氏の動向を強く左右する婚姻関係は、永禄年間末～天正年間初め頃に岩城氏の当主親隆の急病という危機を通して形成された。この時の佐竹側の当主は永禄五年（一五六二）に父義昭の跡を継いだ義重であった。

この岩城親隆は、伊達氏から迎えた養子である。実父は伊達晴宗で、同時期の伊達家当主輝宗は、親隆の実弟に当たる。永禄十二年（一五六九）に先代当主で祖父の岩城重隆が亡くなった事を受けて当主の座に就いた。しかし、元龜年間前後の頃より狂乱の病となり、そのまま執政不能に陥ったとされている。⁽¹⁵⁾その状況を記した同時代史料は乏しく詳細は不明だが、永禄後期に出現する版刻花押の使用、⁽¹⁶⁾元龜年間にはこの後の【史料1】に見るように親隆に代わって息子「靄菊丸」（後の常隆）の名前が出現してくる事などの事象が確認されている。この時点での生存も不明だが、いずれにせよ親隆がもはや政治に関与できる状況にはなく、当主の座は息子に譲り政治上からは引退したと考えられている。

こうした中で、岩城氏に対する佐竹氏の影響力は徐々に強まっていった。そうした状況を明確に示すのが、次の【史料1】である

【史料1】⁽¹⁷⁾

今度平に罷越候、就之藤原建徳寺并善門寺之証文、今披見候、親隆・常隆如□書、不可有別儀候、靄菊丸若輩之間、兎角之儀に候者、義重可及催促候、不□一代儀候間、不可有相違之由存候、上々敬白、

元龜二年^{かのと}ひつし六月廿七日 義重（花押）

【史料1】は、宛所未詳の佐竹義重書状である。宛所については、「上々敬白」という非常に丁寧な書止文言や、また内容が寺社権益の承認であることから、文中に登場する藤原建徳寺・善門寺⁽¹⁸⁾に直接か、あるいは二つの寺と支配関係にある別の寺に対して発給されたと推測出来る。

さて本文傍線部に注目して欲しい。それによれば、①義重が岩城氏の本拠である平にまで来ている事、②代々岩城氏が認可（親隆・常隆如□書⁽¹⁹⁾）していた建徳寺・善門寺の証文を検分して、その権益を義重が承認している事、そして③それは、「靄菊丸」が若輩のため代わって義重が催促に及んだ、つまり本来②は「靄菊丸」が行うべきであった事の概ね三点が書かれている。ここで登場する「靄菊丸」とは、親隆の嫡男である常隆の事であり、この時弱冠五歳であった⁽²⁰⁾。とするならばこの史料から判明する事は、本来岩城当主によって認可されるべき岩城領内の寺社権益を、佐竹義重がわざわざ平にまで出張し差配しているという特殊な実態である。すなわち、まだ若い岩城当主に代わって岩城領内寺社に関する権益を承認した佐竹義重のこの行動は、い

わば岩城氏の後見人とも言えるものであったと考えられる。

ではなぜ佐竹がこうした支援を行う、あるいは支援することが可能であったのかというと、そこには重要な婚姻関係があった。この常隆の母、つまり親隆の妻（桂樹院）が佐竹義重の妹という血縁関係である。この桂樹院は、天正五年（一五七七）頃より「郡主」と称して岩城の内政に関与し、常隆の後見人として活動していた事が知られている。⁽²¹⁾この事から佐竹義重は、常隆―桂樹院―佐竹義重という繋がりが背景にあった事で、甥常隆の後見人として振る舞い得たと考えられる。こうした佐竹氏による婚姻関係を利用した影響力の増加は、同時期に白川氏への義重子息義広の入嗣⁽²²⁾や石川昭光への義重妹の入嫁⁽²³⁾、また下って、蘆名への義広の再入嗣⁽²⁴⁾など広く行われていた。従ってこの岩城氏における婚姻関係も、そうした佐竹氏による婚姻政策の一環に位置付けられる。

さて以上のように、岩城常隆と佐竹義重の関係は、義重を後見人とした強い影響力の下にあった。しかし、先に見たように郡山合戦において常隆は、佐竹側に与して参戦する事はしなかった。この一見伊達に協力するような岩城の動きについて、佐竹側から制御された形跡や、「敵対」行為として解釈された様子は管見の限り見当たらない。こうした事から、一連の動きは少なくとも佐竹との関係を壊すような行為ではなかった事が言える。佐竹側の視点から見ただけでは、この岩城の行動の本質は見えてこない。やはり、もう一方の紛争主体である伊達側との関係で探ってみる必要がある。

3 戦国期における岩城氏と伊達氏―婚姻の成立と画期―

現在伝存する岩城・伊達間において交わされた文書をまとめたものが【表】①、②である。これによれば両者の交信の初見は、先代の岩城親隆⁽²⁵⁾が在京中の伊達家当主伊達成宗に宛てて出したとみられる書状【表】①—1である⁽²⁶⁾。しかし、この交信は京都で発生した不慮の事態⁽²⁷⁾に対する緊急対応のための音信であり、この時点での南奥における政治的な同盟関係の存在を言う事は出来ない。

両者の確実な結びつきが生まれるのは、次の段階の岩城重隆—伊達植宗期における婚姻関係の成立である。これは永正十八年（一五二一）の軍事協力を経て、天文初め頃に成立したものである。相馬顕胤の仲介による植宗の嫡男晴宗と重隆女の婚姻であった⁽²⁹⁾。なおこの相馬顕胤もまた同時期に植宗女を娶っていたと見られている⁽³⁰⁾。

さてこの婚姻を巡って一つの事件が発生した。それは重隆が当初の伊達との婚姻約定を破棄し、白川氏に娘を嫁がせようとしたのである。これが重隆の自発的意思によるものか、白川側からの強い申し入れがあったのかは不明である。しかし、岩城氏と白川氏は岩城隆忠以来非常に親密な関係を結んでおり⁽³¹⁾、岩城氏としては伊達氏との遠交より白川氏との近交を選択したと見える。

この約定破棄に対して、天文三年（一五三四）、伊達・相馬・蘆名・二階堂・石川諸氏による岩城・白川攻めという軍事制裁が発動された⁽³²⁾。その結果、岩城・白川軍は敗れ、本来の約定通り伊達との婚姻が履行されるに至ったのである。こうした波乱を含んではいたが、ここに初めて岩城・伊達間に目に見える形での結びつきが生まれたのである。

天文十一年（一五四二）、伊達植宗と晴宗父子による天文の乱が始まると、岩城重隆は一貫して婿晴宗方として参加した。以前から対立していた近隣の田村・相馬氏ら領主が植宗方⁽³³⁾であった事も関係したとされる。と

【表】岩城・伊達間通交関係文書（天正17年まで）

①岩城⇒伊達

番号	発給	受給	年	月日	備考	文書	出典
1	岩城親隆 A	伊達成宗	文明 15 カ	10月5日	宛名に「謹上」文言を付す	伊達家文書	『い8』102—9
2	小川隆敦 頼谷真胤 中山宮熊丸	伊達晴宗	(天文 16 カ)	4月10日		伊達家文書	『い8』102—1
3	岩城重隆	小藁川尾張守宗	(天文 17)	3月9日		伊達家文書	『い8』102—3
4	岩城親隆 B	伊達実元	永禄年間カ	8月20日		『伊達正統世次考』	『米 15』p227
5	岩城南隆宗	伊達輝宗	天正初め頃か	12月3日	伊達晴宗病気に關する記述あり →晴宗は天正5年没 その頃の書状か	伊達家文書	『い8』102—4
6	岩城常隆 B	伊達輝宗	(天正 11 カ)	4月12日		伊達家文書	『い8』102—11
7	大館隆信	伊達輝宗	(天正 12 カ)	4月10日		伊達家文書	『い8』102—12
8	岩城常隆 B	伊達輝宗カ	天正年間	4月8日		伊達家文書	『い8』102—10
9	志賀甘鈞斎玄湖	高野耆岐守親兼 大和田筑後守忠清	天正 16	7月10日		伊達家文書	『い8』102—13
10	岩城常隆 B	伊達政宗	天正年間	9月1日		伊達家文書	『い8』102—18

②伊達⇒岩城

番号	発給	受給	年	月日	備考	文書	出典
1	伊達種宗	神谷常陸介	(天文 11 カ)	6月14日	内容から天文の乱直前、宛名に「謹上」を付す	伊達家文書	『い8』102—22
2	伊達晴宗	大館三河守	天文 20 以降	3月7日	岩城宣隆(親隆 B)の名前、本文中にあり →親隆 B は天文 20 年には「鶴千代丸」として史料に出現	色川本岩城文書抄出	『い8』73—17
3	伊達道祐(晴宗)	猪狩中務少輔	永禄年間カ	5月12日	永禄 7~8 に晴宗隠退、それ以降の文書	新編会津風土記所収文書	『い8』90—10
4	伊達輝宗	佐藤大隅守	天正 4	12月23日		秋田藩家蔵文書	『い8』41—8
5	伊達輝宗	岩城常隆 B	(天正 11 カ)	6月5日		伊達治家記録所収文書	『治家』
6	伊達輝宗	上遠野常陸介	永禄末~天正初め頃	8月8日	親隆 B の病に關する記述あり→親隆 B の病は、永禄末~天正初め頃	上遠野文書	『い8』83—22
7	伊達輝宗	志賀藤次太郎	天正年間	11月13日		色川本岩城文書抄出	『い8』73—15
8	伊達政宗	白土右馬助	(天正 12)	12月12日		白土文書	『い8』99—21

戦国期岩城氏にみる婚姻関係と中人秩序（山田将之）

9	伊達政宗	岩城常隆 B	(天正 13 カ)	1 月 24 日	丁重な形式の書状宛所が本文より上に書かれ、また日下の署名が「藤原政宗」となっている宛名に「謹上」文言を付す	佐竹文書	『い 8』 82—8
10	伊達政宗	白土撰津守隆通	天正 16 カ	4 月 6 日		白土文書	『い 8』 99—22
11	伊達政宗	志賀右衛門尉武清	天正 16 年	閏 5 月 2 日		奥山誠之助氏所蔵文書	『仙 10』 267
12	伊達政宗	三坂越前守隆次	天正 16 年	閏 5 月 6 日		所蔵者不明	『仙 10』 272
13	伊達政宗	佐藤大隅守貞信	天正 16 年	閏 5 月 13 日		坂本武雄氏所蔵文書	『仙 10』 275
14	伊達政宗	四倉大膳亮	天正 16 カ	7 月 19 日		秋田藩家蔵文書 50	『仙 10』 299
15	伊達政宗	佐藤右兵衛	天正 16 年	11 月 1 日		斎藤報恩会所蔵文書	『仙 10』 336
16	伊達政宗	白土右衛門佐隆安	天正 16 年	11 月 1 日		『引証記』 7	『仙 10』 337
17	伊達政宗	三坂左馬助	天正 16 年	11 月晦日		『引証記』 7	『仙 10』 350
18	伊達政宗	三坂越前守隆次	天正 17 年	2 月 16 日		木村誠視氏所蔵文書	『仙 10』 376
19	伊達政宗	岩城常隆 B	天正 17 年	2 月 21 日		伊達家文書	『仙 10』 377
20	伊達政宗	小川刑部大輔隆勝	天正 17 年	2 月 21 日		『引証記』 8	『仙 10』 378
21	伊達政宗	塩左馬助隆長	天正 17 年	2 月 21 日		『引証記』 8	『仙 10』 379
22	伊達政宗	三坂紀伊守	天正 17 カ	12 月 28 日		『引証記』 11	『仙 10』 589
17	伊達政宗	塩左馬助隆長カ	天正末	3 月 29 日		秋田藩家蔵文書 51	『い 8』 57—6
18	伊達政宗	岩城常隆 B	天正末	4 月 29 日		白河古事考所収文書	『い 8』 136—1

※出典一覧

『い 8』=『いわき市史』第 8 巻、『仙 10』=『仙台市史』第 10 巻、『治家』=『伊達治家記録』、『米 15』=『米沢市史』編集資料 15

にかく、このため重隆と晴宗間の交信が多く見られようになる。そして、この頃から両者の関係がより親密になっていく様子が、文書の書札礼からも窺われる。これまででは、双方において宛所に「謹上」を付し、非常に厚礼をとっていた。【表】②—1に見るようにそれは家臣宛でも同様であった。しかし晴宗以降は、互いに「謹上」文言を省いた「○○殿」といった一般的な書状に見られる形になる。この変化の理由としては、両者の政治的立場の変化など他の要因も十分に考える余地があるが、ここでは友好関係の深化という側面から遠慮の無い物言いができる

ようになったと理解する。なお、例外的に政宗期に「謹上」と付された書状が発給されている【表】②―⑨。これについては岩城からの家督相続に対する返礼であり、丁重な礼状が求められたためと考えられる⁽³⁴⁾。さてこうした岩城・伊達の親交は、一方で形成されていた岩城・佐竹の親交を排除するものではなかった。

【史料2】⁽³⁵⁾

態令啓候、抑相馬方懸田三良引組⁽³⁶⁾、当方及鉾楯候、然者義篤之御事者、岩城方并此方へ別御懇意二候、因茲榎葉口へ御出張之儀令懇望候、重隆之事者近日当地へ可被打越二候、此刻木戸被打入候様、被加御意見候者、末代迄裳芳意不相忘、一入可申合候、万々任入候、恐々謹言、

三月廿日 晴宗（花押）

菊月齋

この【史料2】は、「相馬方懸田三良引組」とあり天文の乱中の事を指していると見られる事、また文中に出てくる「義篤」とは天文十四年（一五四五）四月に亡くなる佐竹義篤⁽³⁶⁾である事から、天文十一年六月〜十四年四月の間に発給された伊達晴宗の書状と見られる⁽³⁷⁾。宛所の岡本菊月齋⁽³⁸⁾は佐竹家臣である。

さて傍線部に注目する。ここでは相馬氏と懸田氏が組んで、伊達氏に合戦を仕掛けている状況下で、晴宗は①義篤が岩城・伊達双方と友好である事をあげ、②近日中に佐竹氏による榎葉口（現福島県双葉郡榎葉町）への出陣を請い、③重隆が榎葉口に着いたら相馬領の南限である木戸（現福島県双葉郡榎葉町）に攻め込むように、義篤から意見をして欲しいとの旨を申し送っている。

ここで晴宗は敵対する相馬方を挟撃するために、舅である重隆の出兵に合わせて佐竹氏の出兵を要請したのである。佐竹氏を誘うに当たっては、伊達氏と並んで岩城氏への「懇意」を理由に挙げている。この時、岩城重隆女二人がそれぞれ、伊達晴宗と佐竹義篤の子息である義昭に嫁いでいた。従って、ここでいう「別御懇意」はこの重隆女を介した婚姻関係を指していると想定される。伊達・佐竹間にこれまで交信が無かったわけではないが、⁽³⁹⁾この時点では義重の元には晴宗女はまだ嫁いでおらず、伊達・佐竹間には直接的な接点が無い。佐竹の協力を求める伊達氏にとって、佐竹と繋がる岩城の存在は重要であったと言える。これを岩城氏の視点から見た場合、岩城氏は伊達と佐竹を繋ぐ仲介者として重要な役割を担っていたという事ができよう。

こうした仲介者としての側面も重要であるが、一方で注目すべき点は、伊達氏がこの時点で既に形成されていた岩城氏と佐竹氏との関係を否定はしていないという事実である。すなわち、晴宗は岩城を佐竹から切り離して、伊達側に引き込もうとしたわけではなく、むしろその行動は岩城と佐竹の関係を利用して積極的に佐竹氏と繋がるうとするものであったという事である。

同時期に発給されたと見られる年欠正月二十三日付佐竹義篤宛伊達晴宗書状⁽⁴¹⁾には、「今春中相馬口刷之事、岩城^(重)へ申届候、然共彼口へ有御合力、一途御刷も候者、於晴宗可為大悦候、頼入外無他候、定而巨細重隆可被申合候間、不能具候」とある。ここでも晴宗は、岩城氏の相馬口への出兵に加えて、佐竹の援軍を依頼しているわけだが、さらに最後の部分でその詳細については重隆が義篤に対して説明する事が述べられている。この部分からも同様に、岩城氏を仲介役として佐竹氏と繋がるうとする様子が窺える。

以上を一旦ここで整理してみよう。天文の乱前半において苦戦を強いられていた晴宗にとって、勝利を収めるためには諸氏の協力が不可欠であった。そこで佐竹氏に対しては、岩城氏を仲立ちする形で協力を要請して

いる。ここで岩城氏は、伊達氏にとって佐竹氏を味方に引き入れるための重要な仲介者という役割を持つ存在であった。また岩城氏の支配地域は、伊達・佐竹双方の支配地域を直線で結んだちょうど中間にあたる。こうした地理的要因も踏まえて、岩城氏には元来両者を結びつける性質があり、この性質が後に郡山合戦での常隆が中人として調停に及んだ行為の伏線となったのではないかと考えられる。なお、こうした岩城氏の存在が、後に伊達晴宗女と佐竹義重との婚姻が成立する事とも関っていると推測される。

そしてまた、すでに十五世紀末より佐竹氏と婚姻関係を含む友好関係にあった岩城氏は、天文年間における婚姻関係の成立を契機として、伊達氏とも友好な関係を築いた。天文年間以降、岩城氏と伊達・佐竹双方との関係は同時並行で進展していたのである。こうした双方との関係は、一方から否定されることはなく、むしろ岩城氏の場合はその中間にあって伊達・佐竹にまたがる存在として重宝されていた。これは伊達・佐竹氏が共に自勢力側に取り込もうとする意図が無かった事を示していると言える。後には伊達・佐竹氏も直接婚姻関係を結んでいる事もその証拠である。従って、伊達・佐竹両者にとっては、双方のどちらか一方につく事を選択を迫るといような、いわば二極化した政治状況は、初めから想定し得なかったのである。

4 岩城親隆—伊達・佐竹の仲介者の象徴—

岩城・伊達双方にまたがる存在であった岩城氏が、初めて同時に伊達・佐竹との婚姻関係が交錯する結節点にいたのが、岩城親隆である。両者を結び付ける仲介者たる岩城氏の象徴とも言える存在であった。

佐竹氏とは、佐竹義重妹である親隆の妻（桂樹院）との婚姻関係から強く結びついていった事は、先述の通

りである。一方で伊達氏とは、ともに岩城重隆女を母とする岩城親隆と伊達輝宗という兄弟関係から、さらに強固なものになっていったと考えられる。

永禄〜天正期の伊達氏は、天文の乱以降関係が悪化した相馬氏と断続的な戦闘を繰り返しており、また一方では現在の福島県須賀川市周辺にいた二階堂氏を巡って会津蘆名氏とも対立をしていた。こうした中で、それぞれの争いにおける中人として親隆の活動が見られる。特に永禄九年（一五六六）の伊達輝宗と蘆名盛氏との間の調停において、親隆は調停を成功させた上でさらに、盛氏の嫡男である盛興と輝宗女との婚姻の仲介もしている。⁽⁴³⁾

この後、岩城では親隆の病により桂樹院そして常隆へと当主が交代し、佐竹氏の影響力が急速に強まる。従って、岩城と伊達の関係が強まった時期は、同時に岩城と佐竹の関係が強まった時期でもあったという事になる。だがやはり伊達・佐竹は決して互いに排除し合う関係にあったわけではなかった。

天正十二年冬、伊達氏では輝宗から政宗へ家督の交代があった。この伊達政宗と岩城常隆は、同い年の従兄弟という間柄であった。その常隆から政宗に対して家督相続のお祝いがあり、それに対する政宗からの返礼の書状が残っている。⁽⁴⁴⁾そこには「雖勿論、如前代、弥々可申合候」とあり、双方で当主が代わっても常隆と政宗両者の間では、ますますよりよい関係である事を確認したのである。

天正十三年の人取橋の合戦は、このように伊達・佐竹が共に岩城との関係を強めつつある中で起きた。この時常隆のとった行動は佐竹側に与して伊達と対立するものであった。常隆にとって、この時共に同陣した佐竹義重は伯父、蘆名龜若丸は甥、白川義広は従兄弟、石川昭光は叔父という関係にあり、一方対立した政宗は先に見た通り従兄弟であった。婚姻関係で結ばれた者同士で行われたこの戦いにおいて常隆は、周囲の佐竹、白

川、石川らが手を組んだ事から、常隆は一方につかざるを得ず、基本的な方針からの逸脱であったとみるべきである。⁽⁴⁵⁾

岩城氏としては不本意であったが、これにより岩城・伊達との関係は一時的に冷却を余儀なくされた。【表】②の政宗期の交信史料は、他の時期と比較してもその残存が非常に良好である。こうした状況にあって、前述の家督の祝賀以降、天正十六年に至るまで書状が確認されない。なお『貞山公治家記録』によれば、天正十五年四月朔日条に岩城方より使いが来ている事が記されており、これが両者間での音信再開であった可能性がある。このように一時的に関係は悪化したのが、伊達との関係は一年余りでもまもなく復活した。このことから岩城氏が、佐竹氏一辺倒であったというわけではなかった事が改めて言えよう。

5 郡山合戦と中人秩序―伊達、佐竹の狭間にいた岩城常隆―

本章ではこれまで見てきた岩城と佐竹、及び岩城と伊達との関係を踏まえて、郡山合戦における岩城氏の動向の要因を考えてみたい。

岩城常隆は、なぜ郡山合戦において中人になりえたのであろうか。そして、双方から非難される事なく中人として活動ができたのであろうか。その理由は郡山合戦の性格にあったと考える。

人取橋の合戦以降、伊達氏は二本松を滅亡させ、新たに安積地域を巡る蘆名との対立が表面化して⁽⁴⁶⁾いた。一方で岩城氏には目立った動きはなかった。こうした中再び岩城・伊達間で交渉が持たれる契機となったのが、天正十四年（一五八六）十月以降に起きた田村後継問題である。この問題は現在の福島県三春郡周辺に支配を

展開していた田村氏の当主の清頭が、この年十月九日に亡くなった事による跡目相続の争いである。清頭には嗣子が居なかった。この紛争に積極的に関与したのは、婚姻関係を持つ二家であった。清頭女を娶っていた伊達政宗と清頭妻の実家である相馬氏の当主相馬義胤である。この時、岩城常隆は、旧来より田村領を狙っていた事もありこれに乗じて田村領侵略の機を窺った。⁽⁴⁷⁾ 垣内和孝氏は、この田村後継問題をめぐる伊達政宗と相馬義胤の対立こそが本質的な問題であり、その副次的衝突として郡山合戦が発生したと指摘している。⁽⁴⁸⁾

つまりこの間における、相馬義胤の動向が重要な鍵となる。義胤は、伊達派と相馬派に分裂し争う田村内の混乱に乗じて、相馬義胤が直接田村領に乗り込み田村氏の本拠の三春城乗っ取りを企むなど、活発な動きを見せていた。これに対し危機感を覚えた伊達氏と岩城氏は、手を組んで相馬氏の動きを牽制したのである。⁽⁴⁹⁾ それにより当初義胤は優勢に事を運んでいたが、三春城乗っ取り失敗以後は一転して伊達方が優勢になり窮地に陥った。この局面を打開すべく、相馬氏は蘆名、白川、佐竹に出陣を要請し、伊達氏挟撃を目論んだとされる。⁽⁵⁰⁾ 従って、郡山合戦における佐竹の介入は、佐竹自身の意思や利害にあったわけではない。強いてあげるなら、義重の息子義広が入嗣していた蘆名氏と安積地方を巡る争いの援助ということもあったかもしれない。いずれにせよ、佐竹に積極的な戦争の目的は無かったのである。こうした事情は伊達側もおなじであった。攻め込まれたため郡山で対陣に及んだものの、兵数に劣るなどの理由もありこの戦闘に対して消極的な姿勢だった。

以上の事から、郡山合戦の本質は、伊達と佐竹による主体的な衝突というものではなかった事を改めて強調しておく。この戦いは、伊達・佐竹双方にとって、死活的な利害は存在しなかったのである。そして意識レベルでも、この戦いが伊達派と佐竹派に分かれて対決するという認識が無かったことは先に指摘したとおりである。従来は、勢力を伸長する伊達・佐竹という大勢力が、覇権を巡って衝突する象徴的な戦いとして評価され

てきた。しかし、その戦闘の本質は、上記のとおり両者の個別利害追求には無いからには、岩城がここで中人に立つことによって、一方との関係を悪化させる理由は全く無い。つまり佐竹を裏切った行為として評価される事は無かったのである。ゆえに岩城氏は、双方への縁故を有していたからこそ、ここで中人という立場に立つことが可能であったのである。戦国期の南奥地域においてこうした縁故をもとに中人となる事を容認する土壤が存在していた事は、既に別稿で指摘した通りである⁽⁵¹⁾。

さらに、こうした条件をもとに、中人岩城氏はその立場を利用して自らの個別利害を追求していた。すでに指摘されている通り、この郡山合戦の和睦条項には、郡山合戦とは直接的には無関係な、田村継承問題に関わる田村領大越の事が含まれている⁽⁵²⁾。この大越は田村領と岩城領の境となり、岩城氏が狙っていた場所のひとつである。先に見た岩城からの積極的な和睦調停というのは、こうした意図があったからこそと考える。この事から、表では中人秩序によって南奥地域の平和秩序維持を履行する一方で、その裏では平和秩序を利用して領主個別の領域拡大のための手段としても利用していたと言える。すなわち、中人秩序は単なる平和維持のみを目的とするものではなかったのである。南奥の地域権力が中人に立つて調停をする一方で、他と戦闘に及んでい⁽⁵³⁾るのはこのためである。実際この後の天正十七年四月に、大越に小野を加えた二つの地を巡って岩城は伊達と対立するようになり、両者は戦闘に及んでいる。こうした事は、戦国期南奥地域の特質として存在した中人秩序の本質もまた、平和と戦争の表裏を伴うものであった事を示していると言える。

以上のように岩城氏は、佐竹・伊達双方に関係を持ち、そして合戦の本質が伊達・佐竹による個別利害の追求に無い以上、和睦を実行できる目算を十分に有していた。佐竹を裏切ったわけではなく、調停によって自己の利害実現を追求した岩城氏の動きは、中人慣行を利用しようとしたものであったと言える。他に中人足り

うるものがいなかったという消極的な条件に加えて、和睦により得をするという条件が、積極的な動機付けになったのである。

おわりに

伊達・佐竹が共に南奥に広く婚姻関係の網の目を広げていた事は事実である。この関係は、伊達・佐竹双方と関係を持つ存在を作り出した。この中で伊達・佐竹自身の狙いは、二極に諸氏を分極化しようとするものではなかった。その証拠に伊達・佐竹自身もまた直接的な婚姻関係で繋がっていたのである。こうした婚姻関係事情が、南奥諸氏の間で中人という存在を生み出し、結果的に南奥地域に中人秩序の成立を促したのである。中人慣行が盛んに見られるようになるのは天文期からであり、こうした婚姻関係が広汎に形成されたのも天文期である。婚姻関係の成立と中人慣行の開始には相関関係があった事が窺える。

南奥地域では、戦国の終盤ぎりぎりまで中小地域権力が存続するという他地域には類を見ない現象が発生した事はよく知られている。この存続を図る条件を保持しえた一つの要因は、こうした複雑な婚姻関係にあったのである。

しかし天正十七年になり事態は変化する。郡山合戦において中人だった岩城氏は、その後伊達氏と対立し、佐竹側に与する事となった。これは中人たりうる勢力が不在となった事を意味していた。その結果、伊達・佐竹の意図とは別に、二極化という構図が成立してしまったのである。その後は言うまでもなく、伊達氏による南奥地域の統一であった。

注

- (1) 『福島県史』第一巻、通史編(原始・古代・中世)、一九六九。小林清治『中世奥羽の世界』、東京大学出版会、一九七九。栗野俊之「戦国末期南奥羽における伊達氏包圍網について」(同『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、二〇〇一 初出一九八五) ほか。
- (2) 小林清治「戦国大名岩城氏 第三節」(『いわき市史』第一巻、通史編(原始・古代・中世)、一九八六)。
- (3) 小林清治「伊達政宗の和戦」(同『伊達政宗の研究』、吉川弘文館、二〇〇八(初出一〇〇六))。
- (4) 拙稿「中人制における『奥州ノ作法』—戦国期の中人制と伊達氏の統一戦争—」(『戦国史研究』五七、二〇〇九) なお本稿では、「中人慣行」と「中人秩序」という表現を適宜使い分けている。この二つの言葉の関係は、地域で行われていた個々の中人事例については「中人慣行」とし、こうした慣行がある一定の地域全体で共有された状況を「中人秩序」と表現し使用している。
- (5) 前掲註1・3以外にも、近年では、小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』、吉川弘文館、二〇〇三、などもある。
- (6) 二本松事件と人取橋の合戦についての説明は、全て『二本松市史』第一巻、通史編(原始・古代・中世・近世)、一九九九による。
- (7) 元禄年間に秋田藩士戸部正直が書き残した『戸部氏覚書』によれば、佐竹連合軍は総勢三万四、五千人ほどであり、この中で岩城軍は岩城・船尾・竹貫合わせて三千人が従軍していたとされる(前掲註6)。
- (8) 小林清治「伊達政宗の和戦」(同『伊達政宗の研究』、吉川弘文館、二〇〇八(初出一〇〇六))。
- (9) (天正十六年) 閏五月十六日付藤大隅守貞信宛佐竹義重書状(『白河市史』第五巻、九九一)。
- (10) (天正十七年) 四月十八日付宛所欠伊達政宗書状(『仙台市史』第十巻、四〇五)。
- (11) 『貞山公治家記録』天正十六年七月十四日条(平重道編『伊達治家記録一』、宝文堂、一九七二。なお以下本文中の『伊達治家記録』からの引用は全てこれによる)。

- (12) 『貞山公治家記録』天正十六年十七日条（平重道編『伊達治家記録一』、宝文堂、一九七二）、（天正十六年）七月二十日付伊達政宗宛東義久書状（『伊達家文書』／『いわき市史』第八卷、一〇二—一〇四）
- (13) 郡山合戦後の岩城氏は、伊達とは田村清頭継承問題に関して協力しており（前掲註2）、一方佐竹氏とは、対立する動きは確認できない。
- (14) 前掲註2。若松富士雄「戦国大名岩城氏 第一・二節」『いわき市史』第一巻、一九八〇、山縣創明「戦国大名佐竹氏の成立と『佐竹氏の乱』」『茨城大学中世史研究』vol.四、二〇〇七）。
- (15) 前掲註2、佐藤孝徳「岩城左京大夫親隆について」『いわき地方史研究』九、一九七二）ほか。これらによれば、江戸末期に成立した中山信名編『岩城文書』に採録される「上遠野文書」天正六年八月吉日付親隆室印判状への註記で、親隆が病身であったためその夫人が代わって政務を執っていたとする編者の見解を指摘している。他にも親隆病を示す史料としては、『奥相茶話記』がある。また直接の関連は不明だが、天正初年頃に出されたとみられる年欠八月八日付上遠野常陸介宛伊達輝宗書状（「上遠野文書」／『いわき市史』第八卷、八三—八四）には、「仍而近年御当方堺中、取乱与云、親隆不例与云」と親隆が病にあった事がわかる。
- (16) 木田一「岩城親隆の版刻花押」『いわき地方史研究』十七、一九八〇）、佐藤博信「中世東国における版刻花押について—古河公方足利高基・常陸佐竹氏を中心に—」『千葉県史研究』十五、二〇〇七）。佐藤氏によれば版刻花押の使用は、基本的に病気などの事故に伴って使用される事が指摘されている。
- (17) 「仙道田村荘史所収文書」『いわき市史』第八卷、一三四—一三五）
- (18) 建徳寺は菊多・磐前郡にまたがる臨済宗の寺（『日本歴史地名体系七 福島県』、平凡社、一九九三）、善門寺は不明だが同じく岩城領内にあった寺とみられる。
- (19) ここで出てくる「親隆・常隆」とは、本稿に出てくる岩城親隆・常隆父子とは別人である。掲載した【系図】に見るように、戦国期岩城氏には同じ名乗りをする人物がいる。それが親隆と常隆で、ここでは仮にそれぞれA、Bと振って区別した。したがって、【史料1】「親隆・常隆如□書」の「親隆・常隆」とは、それぞれ親隆A・常隆Aの事である。
- (20) 『寛政重修諸家譜』第八卷（『続群書類従完成会』、一九六五）によれば、天正十八年に没した時、常隆の年齢は二

十四歳。

- (21) 前掲註2。前掲註16木田論文。
- (22) 『白河市史』第一巻、通史編(原始・古代・中世)、二〇〇四
- (23) 小豆畑毅「南奥戦国領主の離城と帰城―石川晴光・昭光の場合―」『戦国史研究』五九、二〇一〇)
- (24) 前掲註1『福島県史』より。
- (25) 前掲註19及び【系図】。この親隆は、親隆A。
- (26) 伊達成宗は伊達植宗の祖父にあたる。伊藤喜良氏によれば、文明十五(一四八三)十月に伊達成宗は上洛し、足利義政に謁見している(伊藤喜良「国人の連合と角逐の時代」〈小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八)。この文明十五年は、岩城親隆Aの一連の発給文書の年次よりその活動時期と重なる事が確認されるため、この時の事と考えられる。
- (27) この交信は、岩城臣と見られる新妻長門守が物詣のため上京した際、何らかの事情で京都に抑留されてしまった。そこで、親隆Aはちょうどこの時在京していた伊達成宗に対して幕府への取り成しを依頼した(『文明十五年カ』十月五日付伊達成宗カ宛岩城親隆書状／「伊達家文書」『いわき市史』第八巻、一〇二一九、(文明十五年カ)十月五日付新妻長門守宛岩城親隆書状／「伊達岩城文書」『いわき市史』第一巻補遺、二九一三)。
- (28) 大江氏系図奥書(「宮本文書」)／『山形県史』第十五巻上、五七一―)
- (29) 若松氏「戦国大名岩城氏 第二節」(前掲註14)。以下特にことわらない限り、岩城重隆・伊達植宗期の婚姻に関する記述は、全てこれに基づく。
- (30) 小林清治「伊達植宗―大名権力の成立―」(同『戦国大名伊達氏の研究』第二章第一節、高志書院、二〇〇八)
- (31) 文明年間には白川政朝と岩城親隆Aの兄弟契約(文明六年一月二十日付白川弾正少弼政朝宛岩城親隆契状)〈東大白川文書〉／『白河市史』第五巻、六二三)」、白川永正事変においての岩城氏の援助(前掲註22)などを経て、その関係はこの時も継続していたと見られる。
- (32) 芦名両家関係覚書(「伊達家文書」)／『いわき市史』第八巻、一〇二二―)。
- (33) 若松氏「戦国大名岩城氏 第二節」(前掲註14)。

- (34) (天正十三年) 正月二十四日付岩城常隆宛伊達政宗書状〔仙台市史〕第十卷、一〇〇 解説。
- (35) 「秋田藩家蔵文書十」〔いわき市史〕第八卷、三五一―二二五)
- (36) 佐竹義篤は、義昭の父。永正四(一五〇七)〜天文十四(一五四五)年。佐竹一族間の抗争である部垂の乱を克服し、佐竹氏飛躍の基礎を築いたとされる。(佐々木倫朗「佐竹義篤」項／『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六)
- (37) 『秋田藩家蔵文書』(秋田県立図書館蔵)で確認したところ、この【史料2】に続いて、朱書にて「其書ノ端ニ別筆ヲ以テ天文十二年癸卯ト書メアリ」とある。
- (38) 岡本曾端とも。生没年未詳。永正〜天文頃の人。岡本氏はこの曾端の時期から佐竹への臣従を決定的なものとし、曾端自身は義篤の側近として、とくに外交において活躍が見られる(佐々木倫朗「岡本曾端」項／『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六)。
- (39) 年欠十一月二十七日付岡本掬月斎(曾端)宛伊達植宗書状〔岡本文書〕／『福島県史〕第八卷、八一―一一〇。なお異筆にて、この文書の年次を天文初年とする書付けあり。
- (40) 『佐竹家譜』(上巻、原武男校訂、東洋書院、一九八九)によれば、義重の生年は天文十六(一五四七)年であり、この頃は誕生前後のことであった。
- (41) 「佐竹文書」〔いわき市史〕第八卷、八二―七)
- (42) 年欠五月十一日付猪狩中務少輔宛伊達道祐(晴宗)書状〔伊達家文書〕／『いわき市史〕第八卷、九〇―一一〇、『伊達正統世次考』p227『米沢市史』編集資料十五、一九八五)
- (43) 『伊達正統世次考』(前掲註42)
- (44) (天正十三年) 正月二十四日付岩城常隆宛伊達政宗書状〔佐竹千秋文庫所蔵文書〕／『仙台市史〕第十卷、一〇〇)
- (45) この岩城の参戦理由には、二本松事件が政治状況の変化を示す事件だったことも関係していると考ええる。拙稿(前掲註4)で述べた通り、この二本松事件は中人秩序崩壊の予兆を示す事件であった。その理由は、それまで散発・分散していたこの地域の戦争が、この時初めて伊達・佐竹という明確な二つの対立軸が設定されたから、中人の存在が不足してしまった事にある。したがって、この事件では二極化といわれる構図が現出してしまったのである。ただし、その後相馬氏が中人に立っているのを見れば、完全に二極化が成立したわけではなく、完全な成立は、天正十七年と

考えている。無論、本稿で示した通りこうした二極化は、伊達、佐竹の意図したところではない。不完全な形であるにせよ、限りなく二極に近い状況が生まれたことで、岩城はどちらか一方に属さざるをえない状況を迫られ参戦したとも考えられる。なぜ伊達・佐竹が意図しない状況で、こうした二極化といった構図が出来上がったのかという問題については、改めて検討したいと考えている。

(46) 天正十四年十一月蘆名龜若丸没に伴う継承問題で、当初は伊達氏からの政宗弟の入嗣の内諾が成されていたが、最終的に佐竹義広の入嗣が決定した。これにより伊達・蘆名両者の対立は決定的になった(『福島県史』第一巻、通史編(原始・古代・中世)、一九六九)。

(47) 『三春町史』第一巻、通史編(自然・原始・古代・中世)、一九八二

(48) 垣内和孝「郡山合戦にみる伊達政宗の境目認識」(同『奥羽から中世をみる』、吉川弘文館、二〇〇九)

(49) 前掲註3。

(50) 前掲註3。

(51) 前掲註4。

(52) 前掲註48ほか。

(53) 小林清治「戦国期奥羽と織田・豊臣権力」(同『奥羽仕置と豊臣政権』、吉川弘文館、二〇〇三)

The relative by marriage and the custom of mediation
from the case of Iwaki family in the age of civil war :
A study of the mediator between two families of Satake and Date

YAMADA, Masayuki

The main theme of this article is to reconsider of local politic custom in Minami-Ōu region, a south of Mutsu Province in the age of civil war in Japan, focusing on a one of the territorial lords, Iwaki Family, by way of study into its relation as the mediator with other lords.

The traditional explication of the politics in this region is based on the two powerful lords, Date Family and Satake Family. In this context, the previous researches have emphasized that Iwaki have a close relationship with Satake. Indeed, in the battle of Hitotribashi (1585), Iwaki cooperated with the Satake for battle. However, in the battle of Kōriyama (1588) which is an incident between Date and Satake, instead of the cooperation with latter, Iwaki has mediated between two families.

This strange behavior of Iwaki is not able to explicate by the traditional view. To understand that, it is necessary to comprehend and to consider not only its relation with Satake, but also the its relation with Date who is the other party to the conflict in this region.

Iwaki maintained friendly relations with Date and Satake at the same time.

There are two points of view. In the first place is a factor that Iwaki could be the mediator, secondarily the character of the battle of Hitotribashi and the Kōriyama.

From a investigation, it is clear that Iwaki constructed multilateral Marriage of convenience between Date and Satake.

In this circumstance, Date and Satake did not require Iwaki to stand by own side.

Date and Satake fought in the battle of Kōriyama. Actually, they did not stand in opposition. Because this battle was occurred by a request of Souma, and there was no interest in Date and Satake. Therefore Iwaki was not considered to be a traitor between two Lords.

This is the reason why Iwaki could act as a mediator.

The establishment of local politic custom of mediator in Minami-Ōu region and expansion of a blood relative by the Marriage of convenience are simultaneous events in Tenbun era.

Consequently there was an interrelation between the Marriage of convenience by some Lords in Minami-Ōu region and an establishment of local politic custom of mediators.